住

氏

所

名

令和	年	月	Ē	日殿				整	理番	号												
				,,,				フ	゙リガ	ナ												
4 <del></del>								£	モ 名	Ż											E[.	]
住所								個	人番	号												
								1	生 另	<del>[</del> ]]				5	号			5	ζ			
電話番号	÷							生	年月	日		・大 ・令	•昭									
「個人都 用等に関う		欄には、ま 建第2条第																こめ	の行	番号	<del>と</del> のす	削
あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。																						
(注1) <del></del>		記載した 請事項変					~ .	· · ·		特例	対針	象年	三の ]	翌年	この	1.	月10	0日	まっ	でに	. F	ŧ
第 に 会	頁)各号 高4号に は受けら 会税額控	特例の通 のずれ 該当する なは で で で さ で き れ に 関 が だ さ い に き い に き い に き こ ら い に ら い に ら ら に ら ら に ら ら に ら ら ら ら ら	いた る場合 なり する	該当 に す。	するて	が場合 には、 り場合	合には 同号 合に寄	は、申 号に係 号附金	告特 るも 税額	例対 のに 控除	象章  限を  のj	年にる。	z 支 l ) l ] を s	出しこけ	たいる	全てた	ての申告めに	寄のは	附领	金( 列の 当該	(同工) 適 (寄)	頁 甲 付
1. 当[	団体に	対する	寄附	付に	関す	つる	事項	į														
		寄附年	<b>F月日</b>	1									켬	引	金	額						
<del>P</del>	介和	新附年 年		· 月		日							告	<b></b> 「	金	額						円
2. 申行申告	告の特の特例		5月に そうけい	月 二関 <sup>-</sup> るた	めの	<b>)</b> 事	青は、						場合	<b>計</b> の	み	する	るこ	٤	がて	でき	ます	
2. 申行 申告 ①及び	告の特 所の特例 で②に該	年 例の適 の適用を	■用に 全受け 場合、	月 こ関 <sup>*</sup> るたれ	めの ぞれ	う事 )申請 下の	情は、 O欄の	ロに	チェ	ック	をし	<b>して</b>	·場合 くた	合のごさ	みい	する。		٤	がて		ます	
2. 申行 申告 ①及 ① 地 / (注)	告の特所での特別でのに該 方税法院 地方税	年例の適用を の適用を 当する場	万用に 会会、 条第1 第7条	月 【関 <sup>*</sup> るそれ 【項 第1 <sup>1</sup>	めぞれ(第8	事 申請 下の 8 項) 第 8	情は、 )欄の ) にま	規定す	チェーる申	ック l告集	をし	<sub>ン</sub> て 対1	場合 く <i>†</i> 象寄	合のさ	みい。	する。	る					۲.
2. 申行 申告 ①及 ② 地元 (注) 当 (1)	告の特例 にの特別 が②におり が②は が②は が②は が②は が②は が②は が②は が②は	年 例の適用を の適用を 当する場 対則第7章 法附則第	5月に 発力 発力 条第1 条第1 条第1 を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	月 関 たれ 項 第 を 支 り に り と り と り り り り り り り り り り り り り り	めぞれ(第1)ほか	事 静 市 の 第 5 年 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	情は、 が欄の に 項)に 年分の	□に 規定す に規定 の所得	チェーる申言する	ック  告報   申告	をし	対例が	場合が象すり、税法	合の が 下 新 第1	みい。 <b>着て</b> する 209	する。	る は、 第1項	(1)	及(2)規(2)	バ(2) 定に	に診	下。
2. 申行 申告 ①及び ① 地元 (注) (1) (2) (2)	告の特例該 特例該 おり 税と 控を からい がっこう がっこう がっこう がっこう がっこう がっこう がっこう かい	年 何の当 けり 法見除提 除、書 が 算れ 寄る 寄寄出	5月に 一月に 一月に 一月に 一月に 一月に 一月に 一月に 一	月 1 3 そ 1 第をとないとに	めぞ 第 (まる又 る附	事 請 第 ま 年 は 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	情は、の に対 の に対 の に対 の の の に対 の の の の の の の の の の の の の	□に 規定 に規定 に規定 121条 の除い	チェート を する に が に に に に に に に に に に に に に	ック 告 申 つ項 属け	を 例 特 でだ する	つ 対 例 所し 5目	場合が、象が、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	合ぎ   附   寄 第1 のに、	みい	する。	る は、 5月 民村民 税民	(1) 項 <i>0</i> : 税	及り規道が直が道・	ズ(2) 定にを	においては、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	た。
2. 申行 申告 ①及び ① 地元 (注) (注) (2) (2)	告 f f f f f f f f f f f f f f f f f f f	年 何の当 けり 法見除提 除、書 が 算れ 寄る 寄寄出	1月 にけ、 第一条者 を移り をはまり 1月 できる 第一条者 を移り をはまり 1月 できる 1月 でもの 1月 できる	月	, めぞ (第一) 頃ハ す者 す寄書 (まる又 る附の	事 請の 事 請 の 事 請 の 事 請 の 事 請 の 事 ま の 年 の 同 の 年 税 出	情は、の	D□に 規 に 規 に 規 所 そ の の の の の の の の の の の の の	チェー も	ツク 告 申 つ頃 の受み	をした特にできます。	ン 対 例 析し 5目11 m	場合が、象が対し、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	のさ   附 寄 第4 のに申	みい	す。 あ と 第 の が	る は、 5月 民村民 税民	(1) 項 <i>0</i> : 税	及り規道が直が道・	ズ(2) 定にを	においては、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	た。
2. 申行 申告 ①及① ① 地2 (注) <sup>当</sup> (2) <sup>[4]</sup> (2) (注) (注)	告の② 方 4 申る こめの  方 地	年 何の当 け則 法見除提 除、書者 けり は おり は 対 は 対 は 対 は 対 は が ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま な ま	通知 (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	月 以 るそ 項 第ををが とて後申 項 第1 出い出い 出る告 項 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	めぞ   第一	事 請の 第 1 年 2 年 3 年 3 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4	情報	□□ 規 に の121 の除れ 規 にの区 す 気	チーると・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ツ 告 申 つ頃 の受み 件 要のが 解けな は 一般物質	を持ちてきずるさとは特別である。	<ul><li>対 例 所し お目い 当 一該の</li></ul>	場で 象 対 税書 度以確 す 当箇	合ご 附 寄 第余 のに申 者 るを のさ	みい	す。 あと 条が 村町の はる	る は 15規 民村提 こめ	(1) 項で ・税を のの	及り対のができます。	バ(2) にを 開	によ受 民県   含行	た。   核 るけ
2. 申行 申告 ①及① ① 地2 (注) <sup>当</sup> (2) <sup>[4]</sup> (2) (注) (注)	告の② 方 4 申3 こ免要 方 申3 にの 特に 法 方名 例書 例い申な 法 方特府 税と 控を 控で告い 活 税例県	年 例 適す 対 法見 除提 除、書者 対 法対 別 の当 対 別 は 別 は 対 当 の 別 年 別 年 の 間 を が り か り か り か り か り か り か り か り か り か り	新足受合 条 等に 附続 附附( 条 等)に はけ、 1 条者を 3 金金 8 条月市 1 下 1 下 1 下 1 下 1 下 1 下 1 下 1 下 1 下 1	月 以 るそ 項 第ををが とて後申 項 第1 出い出い 出る告 項 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	めぞ (第一頁ハ'す者 す寄書 (第一頁か若 ・ 寸)のれ 第一(まる又 る附の 第一(らし )は民	事 請の 第 5 年は 年金提 9 第 12 く 別 税 9 第 12 く 別 税	情 欄 ( ) 項 ( 年) ( 平) ( 平) ( 1) ( 1) ( 1) ( 1) ( 1) ( 1	D□に 現 に の1212 の除れ 見 にの 121 の除れ 見 にの 現間に の除れ 見 にの	チェー	ツ 告 申 つ頃 の受み 怪 男行が 。	を	<ul><li>対 例 所し お目む 当 該の下 こ</li></ul>	場く	介ざ   附   寄 第余 のに申   者   るをる	みい	す。 あと 第の 村町の るはる込	る は 13 R R R R R R R R R R R R R R R R R R	(1) 項定 ・税を ののる	及 別適 ・含 申申者	バ(2) にを 県府! ををい ををい	<ul><li>□ に よ受 民具 □ 含行い</li></ul>	た。

受付団体名

殿